

全大阪早朝軟式野球連盟規程

2023年2月21日改定版

連 盟 規 程

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本連盟は、「全大阪早朝軟式野球連盟」と称し事務局を下記におく。
〒541-0053 大阪府中央区本町4-5-3 大和本町ビル5階
TEL 06-6262-3535 FAX 06-6262-1919

第 2 章 目的及び事業内容

- 第 1 条 本連盟は、野球活動を通じて健康な心身の保持増進と、相互の親睦を図ることを目的とする。また、その目的達成の為に次の事業を行う。
1. 連盟所属チーム間におけるリーグ戦及び臨時トーナメント戦の開催。
 2. 役員会、監督会議及び臨時会議の開催。
 3. その他、必要と思われる事業。

第 3 章 加盟資格

- 第 1 条 本連盟へ加盟するチームは、大阪市内に在住又は在勤の18歳以上（高校生を除く）の監督又は選手がチームに1名以上所属していることを条件とする。

第 4 章 連盟会員の義務と権利

- 第 1 条 本連盟は、第 2 章第 1 条の目的に賛同し加盟を許可されたチームをその会員とする。
- 第 2 条 会員は、本規程に則って活動すること。また、第 9 章に定められた年会費を滞りなく支払うことを義務とする。
- 第 3 条 会員は、本連盟の決定に疑問並びに不服がある場合には、事務局にその旨を申出てその裁定をうける権利を持つ。

第 5 章 役員会

- 第 1 条 本連盟は、次の役員をおき役員会を構成する。
会長、副会長、事務局長、総務部長、経理部長、審判部長を各 1 名及び理事若干名。
- 第 2 条 役員は、本連盟の趣旨に賛同し運営に積極的に参加する意思のもと、役員会の推薦によって選出され、監督会議によって承認されるものとする。
- 第 3 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 4 条 期間中、役員に交代が必要な事態が発生した場合は、役員会を招集し審議により直ちに新規役員を任命する。
- 第 5 条 役員会は、次の事項を決議する。
1. 当該年度役員案の作成。
 2. 当該年度の大会開催要項及び運営規程案等の作成。
 3. 決算資料及び予算案の作成。
 4. 新規加盟希望チームの審査。
 5. 試合中の諸問題に関する裁定、または問題行為を起こした個人並びにチームに対する処罰の決定。

6. 各会員からの申出事項に対する審議及び裁定。
7. その他、本連盟運営上必要と思われる事案の決定。

第6章 監督会議

- 第1条 監督会議は、各チームの監督と連盟役員から構成される。
- 第2条 監督会議は、加盟チームの過半数の出席をもって成立するものとする。
- 第3条 監督会議は、大会開始前、期間中、終了後の計3回を定例会として開催する。但し、役員会の決定により必要な場合には臨時で開催する。
- 第4条 監督会議は、次の事項を決議する。
 1. 当該年度役員承認。
 2. 当該年度の大会開催要項及び運営規程案承認。
 3. 決算及び予算案承認。
 4. 新規加盟希望チームの加盟承認。
 5. 各会員からの申出事項に対する審議。
 6. その他、本連盟運営上必要と思われる事案の審議。

第7章 諸案の決定

- 第1条 監督会議において審議した事項について採決をとる場合は、出席者の過半数以上の賛成で可決するものとする。但し、各チームは1名（1票）とする。

第8章 リーグ戦

- 第1条 リーグ戦の運営については『全大阪早朝軟式野球リーグ戦大会規程』に基づいて行う。
- 第2条 大会は、Aリーグ・Bリーグに分かれて、年間2回ずつの総当たり戦を行い、当該年度の大会規程に定める通算の勝ち点により年間の順位を決定する。
- 第3条 Aリーグ・Bリーグの編成は以下のように決定する。
 1. 前年度Aリーグ所属チーム(最下位チームを除く)及び前年度Bリーグ第1位のチームは、Aリーグに所属する。
 2. 前年度Aリーグ最下位チーム及び前年度Bリーグ所属チーム(第1位チームを除く)は、Bリーグに所属する。
 3. 新規加盟チームは、原則としてBリーグ所属とする。
 4. 但し、新規加盟チーム数、脱退チーム数によってはこの限りではない。

第9章 年会費

- 第1条 リーグ戦に参加するチームは年会費100,000円を支払うものとする。試合毎のグラウンド代使用代金、試合球代金はこの年会費に含むものとする。
- 第2条 年会費のうち20,000円は供託金とし、大会前監督会議、開会式、中間監督会議、閉会式の計4回の参加義務を果たすことにより年度末に還付されるものとする。但し、開会式・閉会式には各チーム必ず9名以上で参加することとする。
- 第3条 参加義務の不履行については、1回につき5,000円を供託金から没収する。
- 第4条 罰金その他の未納がある場合も供託金から補填することとする。

第10章 加盟・脱退

- 第1条 第3章の条件を満たし、本連盟の趣旨に賛同し、本規程を遵守するチームで

あれば加盟を申し込むことが出来ることとする。

第2条 加盟は、役員会の審査及び監督会議の承認をもって認められる。

第3条 脱退は、事務局に申し出ることにより許可される。

但し、一度支払われた年会費その他一切の費用はいかなる理由があろうとも返却はされない。

第4条 連盟の規程に違反するなど、不適切な行為等が認められた場合は、役員会の裁決により除名することができる。

以上を本連盟の規程とする。

・
・

- ・ 2007年(平成 19年)2月 20日一部改訂
- ・ 2015年(平成 27年)2月 17日一部改定
- ・ 2019年(平成 31年)2月 12日一部改定
- ・ 2020年(令和 2年)2月 18日一部改定
- ・ 2023年(令和 5年)2月 21日一部改定

全大阪早朝軟式野球リーグ戦
大会規程

2023年2月21日改定版

主 催 全大阪早朝軟式野球連盟

後 援 大阪市・大阪市会・毎日新聞社

大会規程

第1章 大会の実施要領

- 第1条 全大阪早朝軟式野球連盟が実施するリーグ戦大会(以下、「本大会」)は、当連盟に加盟するチームによって、全大阪早朝軟式野球連盟規程(以下、「連盟規程」)、及び本大会規程(以下、「大会規程」)に則り行うものとする。
- 第2条 試合の運営・進行上の規則は、本規程に特別な条項がない限り「全日本軟式野球連盟規程」によるものとする。
- 第3条 本大会は、連盟規程第8章第2条に定めるA・Bの2リーグ制にて開催する。
- 第4条 大会期間は原則として4月から10月末までとする。
- 第5条 1塁側ベンチのチームが後攻、3塁側ベンチのチームが先攻とする。
(メンバー表)
- 第6条 両チームとも試合前には必ずメンバー表2枚を審判員に提出すること。
メンバー表には、打順ごとに守備位置、名前、背番号、控え選手についても漏れなく明記すること。
- 第7条 メンバー表は市販品を使用するか、市販品に類似の様式であれば自チームで作成したのものを使用してもよいものとする。
- 第8条 審判員はメンバー表の内容に不備がないかを確認した上で1枚を相手チームに渡す。
- 第9条 審判員は両チームに相手チームのメンバー表を渡すまで試合を開始してはならず、メンバー表の提出が遅れたために試合開始が遅れた場合でも試合終了時刻は変わらないこととする。
- 第10条 試合開始に遅れる選手を控え選手としてメンバー表に記載しておくことは認めるが、試合開始後のメンバー表への追記は認めず、明記されていない選手の出場は一切認めない。メンバー表に記載のない選手を出場させた場合は、没収試合とし当該チームを負けとする。
(イニング・コールドゲーム)
- 第11条 試合は7イニング制で行う。
- 第12条 点差によるコールドゲームは次の通りとする。
5回成立時点で10点差以上。
- (試合時間)
- 第13条 試合開始時刻は07時00分とする。
但し、両チームと審判員の合意があれば試合開始時刻を早めても構わない。
- 第14条 試合時間は1時間30分を基準とし、08時25分を過ぎて新たなイニングには入らない。第12条後段により試合開始時刻を早めた場合でも終了時刻は変わらないものとする。
- 第15条 08時25分の時点でイニングの途中にある場合は、そのイニングが終了するまで試合を続行する。但し、最大延長を08時40分までとし、これを過ぎて全てのプレーは認めない。この時点でイニングが終了していない場合は、終了成立しているイニングまでを有効とする。
- 第16条 7回を終了し同点で08時25分に至っていない場合には試合終了時刻まで延長を行う。
- 第17条 降雨などで試合を中止した場合には、4回を終了している場合に限り試合は成立するものとする。
但し、後攻チームがリードしている場合は4回表が終了していれば成立する。

なお、試合の中止については審判員の判断により宣告(コール)し、その決定に従うこととする。

(審判代金)

第18条 各チームは試合毎に審判代金3,000円を審判に直接支払うものとする。
試合開始直後の雨天ノーゲームの場合でも、進捗状況に関係なく審判代金は支払わなければならないこととする。

(棄権・罰金)

第19条 試合開始時刻の07時00分に選手が9名揃っていないチームは、棄権扱いで不戦敗となり、相手チームが不戦勝となり勝ち点が与えられる。

第20条 前条による不戦敗チームは事務局に罰金10,000円を支払うものとする。

第21条 試合開始時刻に両チームとも9名揃っていない場合は、両チームがそれぞれ事務局に罰金10,000円を支払うものとする。

第22条 試合前日の19時00分までに事務局に棄権する旨を連絡した場合は、罰金は発生しないものとする。

第2章 勝ち点・順位・表彰

第1条 リーグ戦の順位は、次の勝ち点方式により決定する。

1. 勝ちチームには2点、負けチームは0点、引き分けは双方に1点ずつが与えられ、その年間合計により順位を決定する。但し、双方の都合により大会期間内に行えなかった試合は双方を0点とする。
2. 年間合計勝ち点と同じ場合は、勝ち数の多いチームを上位とする。
3. 勝ち点、勝ち数共に同じチームが2チーム以上ある場合は、直接対決における得失点差にて順位を決定する。
4. 上記3でも決定しない場合は、前年度下位のチームを上位とする。

(表彰)

第2条 本大会の表彰は、各リーグの優勝、準優勝、3位並びに個人賞を対象とする。

第3条 個人賞は、各リーグの最優秀選手及び最多本塁打を記録した選手とする。
但し、最多本塁打賞については、公式リーグ戦の1チームあたりの試合数が10試合未満の場合は2本以上、10試合以上の場合は3本以上を対象とする。

第4条 記念大会については別途定めるものとする。

第3章 試合の運営・進行及び処罰

第1条 試合当日の運営・進行に関しては、審判員が全決定を行うものとする。

第2条 試合の運営・進行に関して疑義がある場合は、監督がその旨を連盟事務局長に申入れ、必要に応じ役員会又は監督会議を招集し裁定を行う。

第4条 審判員の判定に関する申出及び抗議は、監督または主将に限る。

(暴言・暴力の禁止)

第5条 審判員や相手チームに対する暴言はこれを認めない。暴言又は暴力行為を行った選手・監督及びチーム関係者は、即座に退場処分とする。

第6条 1試合で同一チームから2度の暴言又は暴力行為があった場合は、その時点で没収試合とし、当該チームを負けとする。

第7条 暴言及び暴力行為等に関しては、審判は試合後直ちにその旨を連盟事務局長に報告するものとする。事務局長は必要に応じ役員会又は監督会議を招集し、当該選手及びチームに対して適当な処分を決定する。

(ファウルボールの回収)

第8条 グラウンド外に飛んだファウルボールは、原則として攻撃側のチームが取りに行くものとする。また、ファウルボールを発見できない場合は、速やかに代替の試合球を提供するものとする。

第4章 特別指名打者制

- 第1条 本大会は、10名で攻撃する特別指名打者制を実施しても構わない。
- 第2条 特別指名打者制を実施する場合は、試合開始前にメンバー表に明記することとし、試合開始後の実施は認めない。
- 第3条 当該指名打者は、他の選手と同様に守備について他の選手と交代することができる。その場合、交代した選手が指名打者となることもでき、再交代も可能とする。
- 第4条 特別指名打者制を実施し10名攻撃で試合を開始した場合でも、1名が途中退場した場合に限り、当該指名打者制を終了し9名攻撃とすることができるものとする。その場合は退場した選手の次の打順以降は繰り上がるものとする。

第5章 ユニフォーム及び用具

- 第1条 ユニフォームの上下、帽子、ストッキング、ベルトについては、チーム内で同一のものを着用することとする。
- 第2条 捕手はマスク、レガース、捕手用ヘルメットの着用を義務とする。
- 第3条 バット(木製、アルミ、カーボン)の使用については、必ず試合前に点検を実施し、ひび割れ等があれば使用しないこと。
- 第4条 ベースについては、1塁側のチームが持参することとし、規格外のものや破損しているものは、怪我をする恐れがある為使用しないこと。

第6章 シニアチーム

- 第1条 シニアチームは、満50歳以上又は当該年度に50歳を迎える選手(シニア選手)で構成されたチームであることを原則とする。
- 第2条 シニアチームは、原則としてBリーグに所属するものとする。
- 第3条 シニアチームの選手は、シニアリーグが結成されるまでの期間に限り、シニアチームのうち1チームと他の加盟チームに重複して選手登録できるものとする。

第7章 助っ人制度

- 第1条 試合当日に1名足りない場合に限り、当連盟に加盟している他のチームから助っ人1名を起用することができるものとする。この場合は試合開始までに審判及び相手チームに申告することでこれを認めるものとする。
但し、申告なく上記助っ人を出場させた場合は没収試合とし当該チームには第1章第19条(不戦敗)及び第20条(罰金)を適用する。
- 第2条 助っ人のユニフォームについては、助っ人チーム又は正式所属チームどちらのユニフォームでも構わないものとする。
- 第3条 助っ人選手は投手としての出場を認めない。
- 第4条 助っ人選手の打順は9番とする。
- 第5条 助っ人制度を採用し試合を開始した後に、所属選手が9名以上揃った場合は、新たなイニングから特別指名打者制を採用することを認める。
但し、遅れてきたメンバーが予めメンバー表の控え選手欄に明記されていることを条件とする。この場合、途中出場の選手の打順は10番とし、助っ人選手が継続して出場する場合は攻撃のみの出場とし、第4章第2条(試合開始後の特別指名打者の禁止)には該当しないものとする。

以上を本連盟が実施するリーグ戦大会規程とする。

- ・
- ・ 2007年(平成 19年) 2月 20日一部改訂
- ・ 2015年(平成 27年) 2月 17日一部改定
- ・ 2019年(平成 31年) 2月 12日一部改定
- ・ 2020年(令和 2年) 2月 18日一部改定
- ・ 2023年(令和 5年) 2月 21日一部改定